

宣旨目録と奏書目録

〔平安時代の文書伝達と「目録」型記録〕

はじめに

最近の古文書学では宣旨をめぐる研究の進展は著しいものがある。吉川真司氏⁽¹⁾や早川庄八氏⁽²⁾らの宣旨の研究により、「公式様文書から公家様文書へ」という古文書学の大枠は再検討を迫られ、中世史側からは、早川氏の説を継承し、富田正弘氏⁽³⁾が中世文書の系譜について古代に遡って論じており、古文書学自体が新たな段階をむかえていると言えよう。

そのような状況にあり、文書自体ではなく、古記録に目を向けた佐々木恵介氏の研究⁽⁴⁾は貴重である。特に私が注目したいのは、記録類にみられる宣旨の大部分は、本解・名簿等に「仰せ」が加えられたものが、その実体だったとする点である。これは古記録を読む者にとっては大きな収穫であり、古記録等に頻繁にみられる「宣旨ヲ下ス」といった場合、ある特定の様式を持った文書が伝達されるというイメージを払拭する必要があることを示したものと言えよう。また、一方で古記録の分析が有

高田義人

効であることを示すことにもなった。確かに古記録は省略された表現や断片的な記事が多く、内容がつかみにくい場合が多い。しかし、口頭及び文書伝達の具体例は豊富に見られ、検討すべき価値は十分にある。

私は先に拙稿⁽⁵⁾において、平安時代の天皇が奏上されてくる案件とその決裁の記録を「御目録」として作成していたこと、また藏人の許には奏書目録が作成されており、これが藏人伝達文書である口宣の様式などに影響を与えた点などを指摘した。本稿では佐々木氏の視点を継承し、主に古記録を用いて、前稿で深く考察できなかった奏書目録と宣旨目録について明らかにし、文書発給過程での位置づけ、さらに目録のような記録帳簿という視点から平安時代の政務処理を見た場合どのようなことが言えるのか考えてみたい。

1 古記録に見える「目録」の検討

儀式・故実書や古記録などには、宣旨等の伝達の際に作成され、主に

「目録」と表記される記録がしばしばみられる。それらを収集し内容から整理すると、およそ次の三つに大別できる。

a 伝達文書としての目録、b 原簿としての目録、c 先例集としての目録である。この三形態は主にその機能から整理したものである。本節ではこの三形態をそれぞれ詳しく分析してゆきたい。

a. 伝達文書としての目録

書様を明記している史料として藤原家実の日記『猪隈関白記』正治二年（一二〇〇）八月二十三日条を挙げることができる。⁽⁷⁾なおへゝは割注を表す。

廿三日、丙午、晴、頭弁資実朝臣来、去月十日所定申之諸国条事申文并定文奏了持来之、宣旨目録相具之、へ書紙屋紙二枚、即返給之了、宣旨目録止之、其次去十二日所下給之上総国訴文書返進之、量申了、

（継入紙一）

「宣旨目録書様如此、

正治二年八月廿二日 宣旨

諸卿定申山城守三善

行衡朝臣申請雑事

五箇条事

仰、已上依定申、但於左馬

（継入紙二）

「寮筭支配斤数者、令記録

所勘申旨趣、

同定申出羽守藤原朝臣知長

申請雑事五ヶ条事

仰、已上依定申、於新立庄園

加納餘田等者、先注子細、宣

待聖断、

同定申大宰府権帥藤原

朝臣申請雑事廿一ヶ

条事

仰、已上依定申、

藏人頭右大弁藤原資実奉、

ここでは、頭弁藤原資実が「諸国条事申文并定文」を奏上し終わって、宣旨目録とともに、この時右大臣であった家実の所に持ってきた。家実はこのれを受取り「諸国条事申文并定文」は見終わると、頭弁に返し、宣旨目録のみ自分の手元に留めた。そして「宣旨目録書様如此」として写し取ったものを自分の日記に貼り継いでいるのである。⁽⁸⁾

この史料から宣旨目録の具体的な様子を知ることが出来る。①料紙には他の藏人伝達文書と同様に紙屋紙（宿紙）が用いられている。②日付から始まり、その下に「宣旨」と記す形式は、口宣等と同じ形式である。

一方、日付から始まり、その下に「奏」と記される奏事目録とは違うものであることを示している。③宣旨目録とは別に本解があり、宣旨目録は本解とセットで下されている。つまり本解に記されている案件の簡条と、それに対しての天皇（上皇）の仰詞が宣旨目録に記されている。④藏人頭兼右大弁から右大臣家実^{（一）}に手交されていることから、職事から上卿へ宣旨が伝達される際に宣旨目録が用いられる。これは宣旨目録が伝達機能をもつものであることを示している。以上4点を指摘することが出来る。しかし、平安時代にみえる宣旨目録と内容や形式が同じものなのか、また、この場合「諸国雜事定」のように案件が何条にもわたっているが、どのような場合に宣旨目録が用いられるのか等不明な点も多い。したがって次に時代をさかのぼって平安時代の古記録にみえるものについて検討していきたい。

平安時代の古記録の中から「宣旨目録」と明記されたものを探してしてみた結果、『権記』『小右記』『中右記』『後二条師通記』に数例見出す事が出来た。以下各日記ごとに検討していく。

まず、『小右記』にみられる例^{（9）}を左に挙げる。

史一・『小右記』長和三年（一〇一四）三月二十日条

廿日、乙巳、左中弁持^{（一）}来禊祭料雜物進未文・上御社損色文等、云、損色文覽^{（二）}左府、子細在^{（三）}宣旨目録、但禊祭未進国々可^{（四）}令^{（五）}催之由仰了、（略）。

史二・『小右記』寛仁元年（一〇一七）八月四日条

権弁持^{（一）}来賀茂御社司并掃部寮奏状、示^{（二）}可^{（三）}奏之由、（略）賀茂社司并掃部寮奏状、早且随^{（四）}攝政命^{（五）}可^{（六）}下也、後日可^{（七）}見^{（八）}宣旨目録、社司申^{（九）}御社流損、忽難^{（一〇）}修固^{（一一）}歟、（略）。

史三・『小右記』治安二年（一〇二二）六月十八日条

右中弁章信朝臣持^{（一）}来宣旨等并陰陽寮勘申可^{（二）}奉^{（三）}遷^{（四）}字佐御正体猶^{（五）}造御殿^{（六）}日時文、（略）、宣旨等即下、在^{（七）}目録、へ甲^{（八）}雙守公業条々事、令^{（九）}讀^{（一〇）}前例、又申不^{（一一）}待^{（一二）}本任放還^{（一三）}給^{（一四）}我^{（一五）}事、依^{（一六）}請^{（一七）}（略）。

史四・『小右記』長元二年（一〇二九）九月五日条

（前略）丑時許前帥隆家卿家中板屋焼亡、太近々、差^{（一）}帥重^{（二）}問遣^{（三）}歸来云、主人他行、伝^{（四）}示息左中弁経輔、権右中弁経任持^{（五）}来宣旨目録、信通朝臣云、山座主病危急、辞^{（六）}退僧正^{（七）}之状進^{（八）}関白^{（九）}之由、於^{（一〇）}関白第^{（一一）}所^{（一二）}申^{（一三）}也者、（略）。

史五・『小右記』長元二年（一〇二九）九月七日条

七日、壬戌、左大史貞行宿祢持^{（一）}来宣旨目録并給^{（二）}大宰府之官符案、大外記頼隆真人来、伝^{（三）}関白消息云、（略）。

史六・『小右記』長元三年（一〇三〇）八月二十八日条

左大史義賢進^{（一）}宣旨目六、召^{（二）}前、仰^{（三）}八省・豊樂院造作事、来月二日可^{（四）}定、造八省・豊樂等院国々事可^{（五）}告^{（六）}諸卿之由仰^{（七）}大外記文義、（略）。

史七・『小右記』長元三年（一〇三〇）九月六日条

頭弁伝仰云、甲斐守頼信、殊給^{（一）}官符^{（二）}国々、相俱可^{（三）}追^{（四）}討忠常^{（五）}事、

進米之國々可_レ進_二樣米_一事、其後給_二檢非違使_一可_レ令_二行_レ事、故政職
処分事、可_レ禁_二美服_一事、皆以仰下、他宣旨等有_レ數、併在_二目錄_一、
(略)。

以上の史料にみえる目録は、『小右記』の記主藤原実資が上卿(大納言もしくは右大臣)の時のものである。したがってここに見える「宣旨目録」七例は、上卿実資の所に持つて来られたものと考えられる。いわば手交される目録なのである。その際誰が上卿実資の所に宣旨目録を持つてきたのかに注目すると、順に「左中弁」「権弁」「右中弁章信」「権右中弁経任」「左大史貞行宿称」「左大史義賢」「頭弁」というように、史を除けばすべて弁官の職にある者によって上卿実資の所に宣旨目録がもたらされている。つまり奏宣を担当した弁官が上卿に宣旨を下す際に、目録を作成し、手交しているのである。これによって蔵人奏事と弁官奏事の両方において、宣旨目録を作成していることが確認できる。

史料三は本解文とともに目録も下され、割注部分は目録の内容を記載した部分と考えられる。例えば「甲斐守公業条々事」は本解の要約(「事書」)部分であり、「令統前例」が仰詞に当たるのであろう。これは前にみた『猪隈関白記』の宣旨目録と共通する形式である。両者には百年近い隔たりがあるが、ほぼ同じ形式を持ったものであることがわかる。但し相違点もみられ、『猪隈関白記』では要約部分(「事書」)がさらに簡略化され、箇条数のみ記載されている。時代が下るにつれ簡略になり形式化していく傾向にあったと思われる。

またこれは弁官が下した宣旨目録であることから、弁官作成のものも蔵人のものと同じ形態であることが確認できる。

史料七は、「他宣旨等有_レ數、併在_二目錄_一」とあるように、宣旨の数が多い場合に目録が下されることを示している。

史料五・六は史が上卿に宣旨目録を手交している事例であるが、ここでは触れずに、他の古記録類を検討した後につたたび当史料の解釈も含めて検討したい。

弁官奏事の際に作成される宣旨目録の実例は、『中右記』に見ることが出来る⁽⁹⁾。以下の史料はすべて記主藤原宗忠が右中弁として実務を執り行っていた時期のものであり、弁官による奏宣の実態が知られる。

史八、『中右記』嘉保元年(一〇九四)八月二十七日条

早且自_二関白殿_一有_レ召、(略)、内_二覽諸国役夫工解状_一、へ備後、越中、播磨、上野、仰云、至_二上野国_一自_レ本有_二亡弊聞_一、仍為_二実檢_一遣_レ使了、彼上洛時、随_二申旨_一可_レ有_二沙汰_一者、則参_二上卿中宮大夫許_一、命云、只今依_レ有_二危急病_一者、不_レ賜_二対面_一、宣旨等、追取_二目錄_一可_レ被_レ送者、へ使皇太后宮少進清実、則参内、奏_二聞件解状等_一、(略)。

史九、『中右記』嘉保元年(一〇九四)九月三日条

今朝伊勢遷宮聞宣旨奏下、目錄献_二上卿中宮大夫了_一、去兩月之間沙汰也、(略)。

史一〇、『中右記』承徳元年(一〇九七)三月十六日条

(略)退出之次参_二大殿_一、(略)付_二刑部丞佐実_一令_レ申_二事_一、関白殿

令_レ申給六車庄濫行人々被_レ申云、仰云、付_二人々被_レ申可_レ被_レ行、撰津国所洪庄園不_二弁済_一役夫工事、人々被_レ申旨、仰云、又付_二人々申_一、令_二官使_一催済者、_レ子細在_二宣旨目錄_一、(略)。

以上の史料はいずれも、弁官から上卿に宣旨が下される際に手交若しくは送付されたものである。史料一〇では上卿が病により対面できないため、追って「目錄」にとつて送付するよう右中弁宗忠に命じている。同様な例は承徳二年(一〇九八)十一月十五日条で左府の物忌みにより対面できず、目錄に取り追つて送るよう指示されている例が挙げられる。史九でも上卿に目錄を献じている。史一〇は宣旨目錄とみえる例である。

次に、『後二条師通記』の例を見ていきたい。記主藤原師通は寛治七年(一〇九三)の時期には内大臣であり、上卿としての立場で以下の史料では関わってきている。

史十一・『後二条師通記』寛治七年(一〇九三)五月十九日条

天陰、欲_二参内_一之間、頭弁来、宇佐宮命婦問記等下給之次、_レ見_二宣旨目錄_一云々、(中略)、文書等相具所_二参也_一、参_二殿上座_一之間、頭弁於_二小板上_一蒙_二殿下仰_一、令_レ槌鐘、出居昇、上達部参、此間予於_二小板辺_一召_二左少弁_一、先日命婦問記等被_レ下_一之云、任_二宣旨目錄_一、早可_二対問_一者、(以下略)。

史十二・『後二条師通記』寛治七年(一〇九三)六月八日条

陰、降雨、此辰時許時範来、仰_二宣旨_一云、被_レ下_二内侍等罪過調度文

書、宣旨之趣見_二於目錄_一、召_二弁有信_一、下_二給文書等_一、仰_二可_レ被_レ行由_一了、(以下略)。

史十三・『後二条師通記』寛治七年(一〇九三)六月十三日条

時範来云、下_二宣旨_一、子細見_二於目錄_一、夜中召_二有信_一下給。

ここに見える三例では、宣旨を師通に下している相手は「頭弁」(藤原季仲)若しくは「時範」(平時範、このとき五位藏人、勘解由次官)であり、いずれも藏人から上卿師通に手交された宣旨目錄と考えられる。注目したいのは、史十一である。ここでは頭弁から上卿師通に下された宣旨目錄を左少弁に下し、宣旨目錄にしたがつて処理するよう命じていると解される。そうだとすると頭弁によって作成された目錄が上卿を経て弁官へと伝達されるのではないかとの推測が成り立つ。この推測があながち荒唐無稽なものではない証として、『新任弁官抄』⁽¹⁾を挙げたい。そこには「仰詞事」として次のような条文がある。

仰詞事、長事上卿或副_二下職事所_一注之仰詞、若仰詞可_二返奉_一之由有_二命者_一、書写返_二奉之_一、上卿或留_二職事仰詞_一、以_二其趣_一被_レ注下_一、弁下_二史准_一之、但於_二弁尚可_二注下_一、不_レ可_二職事之仰詞_一敷。⁽²⁾

内容は次のようになる。仰せ詞が長い場合は、上卿は職事が注した仰詞を本解とともに弁に副えて下す。その場合、もし上卿がその仰詞を返すよう弁に命じたならば、弁はそれを写し取って、仰詞は上卿に返す。また、上卿が職事仰詞を自分の手許に留め、その趣のみを注したものを下す場合もある。弁が史に下す場合もこれに准ずる。但し、弁は職

事仰詞そのものを史に下してはならず、さらにそれを注したものを下す。職事の仰詞は下してはならない。といった内容になろう。

ここには、上卿から弁への伝達手段として2つのケースが示されている。まず、Aとして上卿が「職事仰詞」を直接弁官に手交するケース、Bとして「職事仰詞」を上卿の手許に留めて、別に注書したものを弁官に下すケースである。ここに言う「職事仰詞」とは、藏人から上卿への伝達文書を指していると考えられ、したがって口宣、職事書下、そして手交される宣旨目録などが想定可能である。現に口宣などは、それに送状を付して上卿から弁に下される実例（消息宣下）が多くみられる。このAのケースから、職事によって作成された宣旨目録が上卿を経て弁官にまで伝達される場合があったということが言えるのではなからうか。そして史料一はそれがわかる実例とすることができよう。

ところで、弁から史へは宣旨目録は下されたのであろうか。先の『新任弁官抄』では、職事仰詞そのものは弁止まりで、史へはさらにそれを書き記したものを下すということが書かれている。しかし、次に挙げる『権記』長徳四年七月二日条は宣旨目録を弁官から史に手交する場合があることを示している。それには、東三条院の御悩による御諷誦・御誦経等料として、臨時公用料を諸国より召す際に、「内大臣被_レ仰臨時公用料□「米カ」五百斛可_レ召_二諸国_一事、仰_二右大史文守永_一へ支配国々之数見_二宣旨目録_一」とあり、行事上卿である内大臣藤原公季が弁官である行成に仰せて、行成は右大史文守永に「仰せ」を伝達している。その祭

に召米の支配の国々の数については宣旨目録に書かれているとの注記がある。この場合、国ごとの召米料のリストが宣旨目録に記載されていると推測される。これを口頭のみで伝えるのは難しいと思われ、宣旨目録が「仰せ」とともに下されたと解することができよう。そして史はこの仰せにしたがって官宣旨もしくは官符などを作成するのであり、その際に土代（草案）として宣旨目録を利用することがあったと考えることは可能であろう。

このように考えると、先に挙げた史料五も解釈可能になる。ここでは史が上卿に宣旨目録を持ってきている。この場合弁官ならともかく史が上卿へ宣下したとは考えられない。平安時代の文書伝達の原則からすれば、史の手元にある宣旨目録は、上卿から弁を経て史に下されたものと考えるのがもっとも妥当であろう。そして史による官符案作成の後、『新任弁官抄』の記述のように、上卿の許に「返奉」されたものと推測される。そうすると宣旨目録とともに、史が大宰府に給う官符案を上卿実資に持ってきていることが注目される。この官符は大隅国において放火掠奪等を行った平季基らを召し進めんとする官符であり、同年八月二十一日条で左大史小槻貞行によって官符案が作成され実資に進上されたが、その後九月五日条で天皇の命によりこの官符を改め直すことになり、当条でふたたび貞行が作成した官符案を実資に進上したのであらう。官符案とセットで上卿の所に持ってきていることからすれば、清書・請印の前に上卿が官符の内容をチェックする⁽¹³⁾ため、宣旨目録を用いて

照合しているのではないかと考えられる。こうした解釈が可能ならば、宣旨目録は、史によって作成され、官符や官宣旨の土代（草案）となる「宣旨書」と同じ役割をすることがあったと言えよう。史料六については解釈が難しいが、史が進上してきた宣旨目録は、やはり弁官を経て史に下されたものが前述の解釈のように、官符等作成の後上卿の許へ「返奉」されたものと考えておきたい。

ところで、宣旨目録が手交されるのはどのような場合なのであろうか。まず、前提として本解があることが必要である。そして目録という形態からすれば、件数が多い場合に適しており、そのような場合に伝達手段として利用されたと思われる。具体的には史料中に「○○条々事」と見える案件などが挙げられよう。⁽¹⁵⁾したがって一人の行世上卿・弁・史に下す案件の数の多少によって、他の藏人や弁官の伝達文書等と宣旨目録が使い分けられていたと考えられる。

以上から宣旨目録は、文書と同じようにそれ自体が手交され、伝達の機能を持った目録形式の記録であり、「宣旨ヲ下ス」ことの実体を示す一例とすることができよう。

b. 原簿としての目録

次に手交・送付される目録ではなく、ある伝達段階で案記として手許に留められる「目録」について検討したい。ここでは「仰せ」や「宣旨」が誰から誰に下されているのかに注目し、①藏人から上卿への段階、②

弁官から上卿への段階、③弁官から史への段階の三つの段階での「目録」注記について検討していく。

① 藏人から上卿への伝達段階

まず、藏人から上卿への伝達の際に記される「目録」について検討してゆく。

『侍中群要』第二、下宣旨事には、標目に朱書の『家』⁽¹⁷⁾を冠する次のような条文が見える。

『家』下宣旨之時者、取宣旨目録、尔後参陣、必可申当座上臈也、於大臣者、於陣座若殿上之間、奉下之、納言又然、但納言ニハ、或於陣脇弓場辺、乍立奉下、無難云々、（略）。

これと同様な条文は、『西宮記』卷十侍中事にも見える。⁽¹⁹⁾

凡藏人奉勅、所仰行之事、触色多端、更不縷記、藏人奉宣旨、伝仰於上卿之時、頭以下自御所給宣旨、へ先可写取其目録、（略）。

二つの史料は藏人が宣旨を下す際の作法について述べたものであるが、前の史料では、宣旨を下す時、藏人はまず「宣旨目録」を取り、そののちに陣に参り上卿に下すとあり、後者では、藏人が上卿に宣旨を下す際に、宣旨をまずその「目録」に写し取り、その後陣に於て上卿に下すことが記されている。つまり、「目録」は藏人から上卿に宣旨を下す際に、藏人によって注記されるものであることがわかる。前者には「宣旨目録」とあり、後者には「其目録」とあるが、これは全く同じものと

考えてよいであらう。

また『侍中群要』第三の奏書目録の項には「凡奏者記取奏下文書目録、又主上為令書御目録給、召目録時、進上」とあり、そのあと「目録」の書様を載せている。当条の詳細は前稿で述べたので省略するが、ここに奏下文書を目録に記し取るという規定⁽²⁰⁾がある。これは『西宮記』巻十にみえる条文と同意であり、両「目録」は同じものと考えられる。これを『侍中群要』の編者は「奏書目録」と称している。これにより『西宮記』・『侍中群要』にみえる「目録」は同じものと言うことができる。

ところで、この蔵人の注す「目録」の名称について検討しておきたい。『侍中群要』編者はこれを「奏書目録」と称し、同書中の『家』を冠する条文では「宣旨目録」と称し、『権記』長徳三年八月十九日条では「奏文目録」と称している。それぞれの著書や説により相違している。しかしこれ以外の史料の大多数は「目録」と表記するのみである。これは本来「目録」と称されるべきもので、定まった名称がなかったために様々な名称がみられるようになったと考える方が理解しやすいのではなからうか。前節で検討した手交される目録である宣旨目録が、ほとどの記録においても「宣旨目録」と表記されていたのとは対照的である。したがって本来は「目録」とのみ称すべきであるが、前節の宣旨目録や弁官から史への伝達の際に注記される「目録」との混乱を避けるために、蔵人が注す「目録」を、『侍中群要』編者の説に従い「奏書目録」として進

めていきたい。

次に具体的な形態や機能について『権記』及び『春記』に見える実例を参考に検討していきたい。

『権記』には、記主藤原行成が頭弁を勤めていた長徳元年八月から長保三年八月までの間に、御目録二例を除いて「目録」の記事が五十数件と集中して見られる。これらは「奏文目録」と明記するもの一例と「宣旨目録」と明記するもの二例を除いては、すべて「目録」とのみ表記されている。このうち行成から上卿への伝達段階のもので奏書目録と判断したもの内、その形態等がわかるものを挙げる。

史十四・『権記』長徳四年（九九八）九月二十九日条

又下禁色・雑袍宣旨、へ子細注去廿三日目録。

史十五・『権記』長保二年（一〇〇〇）八月二十四日条

（〇行間補書）翌日奏、仰云、早令追補、亦随申可給追補宣旨於備前国、仍以日記給信行、以仰旨令伝別当、二十九日仰下藤中納言へ実、子細見彼日目録。

史十六・『権記』長保三年（一〇〇一）一月三十日条

（前略）事大臣於殿上、下給蔵人殿上并雑色宣旨、下出納公節、へ子細見目録。

まず、史料十四に「子細注去廿三日目録」とあり、史料十五では「子細見彼日目録」とあることから、控えとして手許に留められる目録であることがわかり、それは当史料から、日記のように日毎に書き連ねる形態

であったことがわかる。

最後に挙げた史料十六は、藏人頭行成から藏人所出納に下された宣旨について目録に記載されていることから、藏人方宣旨についても目録に記載されることがわかる。

次に『春記』⁽²¹⁾を見てみたい。

史十七・長暦三年（一〇三九）閏十二月二十五日条

今日有諸寺別当定并諸国申請定等也、早且参関白殿、令進覧諸僧申文等（略）、命云、奏聞皆下給、可定申之由可仰右大臣也、抑大安寺事可有別仰へ有目録、（略）即参内奏件申文等畢、即下給、可給右大臣者、（略）右府参入給、即奉下畢、仰詞具在目録、仍記畢、良久之予依召参陣頭、即被扱上也、予取之（略）、令覧関白殿へ定申詞等在目録、命云、早可奏也、（略）。

史十八・長久元年（一〇四〇）五月二日条

（略）即帰参、一々奏復命、仰云、以此旨可仰内大臣也、関事可仰左兵衛督藤原朝臣者、予即仰内大臣へ下給定文、書目六也畢、又仰別当了。

史十九・長久元年（一〇四〇）五月十日条

（略）即参内奏此旨、仰云、帥事可随関白定申者、（略）、書遣鎮西之仰詞、参関白殿令覧之、仰云、詞太吉、以此旨可仰右大臣、仍可作載官符也、（略）、参右府仰鎮西官符仰

詞了、（略）、鎮西官符仰詞在目錄、（略）。

史二〇・長久元年（一〇四〇）六月二十五日条

申時許参関白殿、（略）、被命云、（略）可蒙天氣也者、即給奏狀一通、是智証大師門徒等重申請立戒壇之奏狀也、明尊大僧正為首、僧綱七八加署名、申文注載目錄、命云、可奏聞、（略）。

史二一・長久元年（一〇四〇）十一月二十八日条

早且参関白殿御直廬、申文書等、此中有寛弘七年焼亡勘文へ内府被奏也、一々有裁許、在目錄、不具記耳。（略）。

以上から『春記』に見える「目録」に記載される内容を知ることができる。まず、史料十九では天皇の仰詞を記載している。これは『権記』などにみえるものと同様に目録の基本的な性格である。史料二一は関白の指示を目録に書き留めている例であり、史料十七・十八では陣定の結果作成される定文なども書き留めている。史料二〇では門徒等の申文を書き留めており、これ以外にも出納の名簿等を書き留めている例もみられる。これら詳細な記録は史料十八に「下し給う定文、目六に書くなり」とあるように、主に奏下された後に原簿である「目録」に記載された。これにより『春記』の「目録」も奏書目録であることが確認できる。

『春記』にみえる「目録」は、天皇・関白・上卿の間を上下する文書をかなり詳細に書き留めている。これが頭中將の職務であることは、目録の記事が『春記』において、記主資房が頭中將在職中に集中していることがそれを示している。また、史料二一に「在目錄、不具記耳」とあ

るように、目録に記載がある件は日記に「在目録」とのみ記して省略している。これは日記とは別に目録が存在し、目録と日記が補完し合う関係にあり、頭中将在職中はたやすく目録を見ることが可能だったことを思わせる。それゆえ日記に書く違を省いたと考えられる。これは『権記』においても同様である。

②・弁官から上卿への伝達段階

弁官が奏下した後、宣旨を上卿に下す際に「目録」に注記したことを示す史料としては、『西宮記』巻十弁官事裏書に見える「故按察私記」長徳二年（九九六）五月二十日の記事があげられる。そこには、

廿日、任_レ弁_ノ之後、今日初給_二宣旨_一、先奏_下少納言藤原朝臣統理申以_二参河国正税穀_一請_二当年位禄_一文一枚、下給仰云、依_レ請、即於_二殿上_一書_二目録_一、次於_二陣座_一下_二奉右大将_一、々々披_レ文結_レ之、（略）。

とある。「故按察」とは故按察大納言藤原行成のことであり、この裏書は『権記』逸文にあたる。この時藏人頭兼権左中弁である行成は宣旨を下す際に、天皇へ案件を奏した後、殿上において「目録」を書き、ついで陣座に行き上卿に宣旨を下している。弁官への任官後初めての事であるため形式的とは言え、弁官が目録を注記している実例とする事ができる。ここでは「目録」を殿上において書いていること、また一通の奏文でさえ目録に記載していることが注目される。このことから原簿としての目録の存在が想定され、おそらくそれは殿上間に保管されていたのではなかろうか。

この『権記』逸文は、弁官と藏人との違いはあるものの、前掲『西宮記』巻十、侍中事の条文に一致し、藏人も殿上において記載していたと推定できる。とすれば、この「目録」は奏書目録と同じものであり、殿上の間に常備していたのではなかろうか。あくまで推定であるが、奏者（藏人と殿上弁）となった者は、奏上した後、殿上の間の奏書目録に記録し、陣座に向かい上卿に宣旨を伝達したという流れがあったのではなかろうか。

③・弁官から史への伝達段階

弁官から史への宣旨伝達の際に、「目録」を記載することは以下の史料から確認することができる。

『西宮記』巻十、弁官事を見ると、

宣旨下時事

上卿令_二陣官_一召_レ弁、々起_二床子_一、經_二敷政門_一、（略）、南戸辺宣仁門小階南辺着_二膝突_一、（略）、一揖居_レ之、上卿給_二宣旨_一、弁置_二笏座前右辺_一、取_レ文展_二懸紙_一一々結申、上卿仰_二宣旨之詞_一、弁毎_レ度合_レ文称唯、卷_レ文持_レ之、上卿揖、弁揖退、（略）、着_二床子_一、召_レ史給_二宣旨_一、（先可_レ取_二目録_一、或於_二腋陣_一乍_レ立給_レ之、給_二宣旨_一、史結了、（以下略）。

とあって、弁官が宣旨を下す際の手続きや作法が述べられている。ここで上卿から宣旨を下された弁官が、さらに史に下す際に「先可_レ取_二目録_一」との注記がある。この「取る」は、先に見てきた『西宮記』の「写

取」及び『侍中群要』の「記取」と同意で、写し取る、書き取るの意に解することができよう。⁽²³⁾したがって弁が史に宣旨を下す前に「目録」に取るという解釈になると考えられる。このことから、弁官が史に宣旨を下す際にも、それを「目録」に取っていたことが明らかとなる。次に実例として『権記』を挙げることができる。

史二二・『権記』長保二年（一〇〇〇）二月四日条

頃之国平朝臣来、即下宣旨四枚、注目録、（略）。

史二三・『権記』長保二年（一〇〇〇）二月十日条

召国平朝臣、仰北陣外并堀河西掃治事、（略）、下宣旨十三枚、

〈左大臣〉、子細在目録、（略）。

史二四・『権記』長保二年（一〇〇〇）七月二十八日条

右大臣仰云、主税頭茂明申算師頼利挙状、改本給挙人、更載頼利之由、重可問其改旨、（略）、又可令問頼利者、子細注目録、

〈八月三日、仰国平朝臣〉、

これらは行成から六位史多米国平に下した宣旨を目録に注記をしていることから、弁官から史へ伝達される際に記される目録であることがわかる。具体的な形態については不明であるが、おそらく日毎に記載されていたのであろう。史二二や史二三は「宣旨四枚」「宣旨十三枚」とは別に目録が注記されており、先の『西宮記』のように直接手交されるのではなく控えとして機能していたと考えられる。そして史二四は直接目録が手交されるのではなく、目録に注記した件を、後日「仰せ」として

史に伝えている。つまり伝達の際の覚えのような役割をしている。この「仰せ」の実体は不明であるが、口頭による伝達であるならば、口頭での伝達の背後に、根拠となる記録が作成されていたことを示し、その記録の一例が「目録」であったことになる。

以上の検討から明らかになったことは、この「目録」は、蔵人・弁官が上卿に宣旨を下す際に殿上において書くものと、弁官が史に宣旨を下す際に書くものと二つあり、いずれも伝達された宣旨の控え、いわゆる原簿として機能していたと言いうことが出来る。

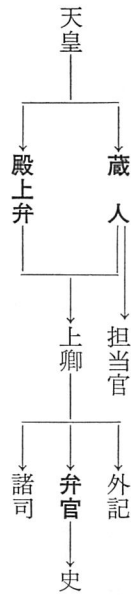
それでは手許に留められる「目録」が蔵人と弁官によって作成されるのはどのような意味があるのだろうか。そこで宣旨発給のルートとの関係から考えてみたい。

宣旨には、様々な形態があることが指摘されているが、その形式は奉勅か否かによって分けることができる。とくに上申されてくる案件の処理は、奉勅によって処理される奉勅宣旨の場合と、議政官によって処理される上宣とに大別できる。

奉勅宣旨は、a. 天皇↓蔵人↓上卿↓（弁官・外記・諸司）、b. 天皇↓蔵人↓担当官、c. 天皇↓殿上弁↓上卿↓（弁官・外記・諸司）といったケースが知られている。aは蔵人方奏事による宣旨であり、やがて奏事の主流となるルートである。bは蔵人方宣旨のルートである。cは官方奏事による宣旨発給ルートであるが、後にはaが主流となる。このa bによって発給される宣旨は、蔵人が上卿に下す際に作成する「目

録」によって把握され、cは殿上弁が上卿に下す際に作成する「目録」によって把握される。つまり蔵人の許には、蔵人を経由した奉勅の宣旨が「目録」としてすべて記録されることになり、殿上弁は官方奏事において下された奉勅宣旨を上卿に下す際に「目録」に記録する。またaのルートで弁官に下された宣旨も、弁から史へ下す際に「目録」が作成され、記録されることになる。

一方、上宣の場合は、上卿↓（弁官・外記・諸司）というルートをとる。「目録」は上卿宣が弁官に下され、史に下す際に弁官によって記録される。撰関期を対象に図示すると次のようになる。



右図の太字の者により「目録」が作成されることになる。こうした事実から、記載される段階の違う両「目録」の性格を考えてみたい。まず蔵人・殿上弁の記載する奏書目録は、天皇の決裁を要するもの（奉勅）のみ記載されること、殿上において記載されること、天皇の召しにより進上する場合があったことなどから考えると、天皇のための記録という性格が強いのではなからうか。特に天皇自身が「御目録」を書かなくなっているのは、奏書目録がその役割をも兼ねるようになっていったと思われる。記載内容が詳細なものもそのためであろう。おそらく天皇が政務処理を行う際に先例として、また日記を書く際の参考とした可能性がある

う。一方、弁官作成の「目録」は、蔵人方宣旨以外の奉勅宣旨、及び上宣はすべて把握できることになる。つまり官符（牒）や官宣旨として発給される案件は、すべて弁官のところで目録に記録されることになる。このようにこの段階の「目録」は官符（牒）・官宣旨の発給と密接に関係があることから、発給文書の控えであるとともに照合資料としての役割をも果たしていたであろうと推測される。両「目録」とも原簿として機能していたといえよう。

c. 先例集としての目録

ここでは「宣旨目録」と称され、先例集もしくは類聚書のような記録と考えられるものについて検討していく。中には、原簿としての目録と関係するものもある。以下史料を挙げてみたい。

まず『新任弁官抄』には、

弁官官中之儀、毎事有_二作法_一、於_二職事_一者、禁中進退別無_二作法_一、只以_二上下文書_一為_二大事_一云々、職事以_二仰詞_一為_二大事_一云々、代々宣旨目録見_レ之明鏡也。⁽²⁴⁾

とあり、弁官の作法を述べ、その中で職事は「仰詞」の伝達がもっとも重要な職務である旨を述べ、「代々宣旨目録」が残っており、それをみれば明らかであるとしている。ここでは「仰詞」が記録された「代々宣旨目録」が文書伝達の先例集として重視されている。「代々」とあることから、この宣旨目録は弁官において書き継がれているもののようにであ

る。よって詳細は不明であるが、bで述べた『権記』や『春記』にみえる原簿としての目録と見てよいのではなからうか。それが先例集として機能しているのである。

また『西宮記』巻十殿上人事には「凡奉公之輩可設備文書」として、「政理事」には、「諸司式」「三代格」「官曹事類」「天長格抄」「官奏報」等とともに、「宣旨目録」があげられている。殿上に奉公する輩が、政務において先例を知るために不可欠な書という認識があったことを示している。この目録も原簿としてのものと思われ、先例集として機能している。

さらに『通憲入道藏書目録』⁽²⁵⁾には、第八十八櫃に「一卷 源大丞宣旨目録 長和五年正二三四五六讓位大嘗会」とあり、長和五年の「源大丞宣旨目録」なるものがみられる。これについて清水潔氏は、同書第九十三櫃に見える「源大丞記 二巻」が源経頼の日記「左経記」と解される⁽²⁶⁾ことから、ここに見える「源大丞宣旨目録」も経頼によって作成されたもので「類聚符宣抄」に近似の書物⁽²⁷⁾と推定されており、その内容が長和五年とあることから「三条天皇の讓位、後一条天皇の即位、大嘗会に際して發布された宣旨を整理編修したものであろう」とされている。源経頼は長和三年正月に左少弁に任ぜられ、長和五年正月二十九日に藏人に補せられている。したがって「源大丞宣旨目録」の記載時期には藏人弁として奏宣をはじめとする様々な実務を執り行っていたと考えられ、また極官は参議左大弁であったことからすると「源大丞」を源経頼

とする清水説は妥当であらう。⁽²⁸⁾そして「源大丞宣旨目録」は、経頼が藏人弁として奏宣を行う中で弁官及び藏人によって書き留められていた「目録」から讓位・即位・大嘗会に関するものを類聚し一卷に整理したものとして推測され、『類聚符宣抄』に近似の書物とするよりは、むしろ後述する平信輔の『宣旨目録』により近いものと考えられる。

同書には、これ以外にも「宣旨目録」がみえる。第四百四十五櫃に「宣旨目録九ヶ巻。朽損二巻」、第四百四十六櫃に「宣旨目録七巻」が所蔵されていたことがわかる。いずれもいつ誰によって書かれたものかは不明である。

時代は下るが、『壬生家文書』中にみえる文永十年（一二七三）七月十四日付小槻有家起請案⁽²⁹⁾には、曾祖父隆職以来八十年間小槻家に蓄積された文書類として、「連日長案宣旨目録、恒例臨時大小公事奉行、文籍記録」を記している。河音能平氏は小槻氏の保管する太政官発給文書控群を検討する中で、この史料を挙げており、この部分を「恒例臨時大小公事奉行とは、小槻氏が左大史（文書発給責任書記官）として発給した（うけたまわりおこなった）太政官発給文書の正式な控群を指すと考えられ、それには宣旨目録がセットとして作成され、それら全てを永久保管する処置がとられていた」と解釈している。河音氏はここに見える「宣旨目録」を蔵書目録のようなものと考えているようである。しかし私は、「連日」の文字が長案及び宣旨目録の両者にかかると考えられること、「宣旨目録」と称するものが前述の史料等に多く見られることか

ら河音氏の解釈には従えない。私見では、この宣旨目録は代々史を世襲する小槻氏が発給した官符や官宣旨などの控えと考えられ、「連日」とあることから日毎に書き継がれていると推測される。やはり先に見た『権記』『春記』に見える原簿としての目録と共通しており、同様のものである可能性がある。

ところで『国書総目録』⁽³¹⁾によれば、『宣旨目録』と題する写本が六本残っている。その諸本を左に挙げる。

1. 宮内庁書陵部所蔵『宣旨目録』一冊（桂宮本）寛政九年写
「一七一—二六」
2. 宮内庁書陵部所蔵『宣旨目録』二巻 江戸写「B六—四一八」
3. 宮内庁書陵部所蔵『信輔宣旨目録』一冊（庭田本）江戸写
「二六四—七〇二」
4. 国会図書館所蔵『宣旨目録』一冊 江戸写「二三—一三四」
5. 陽明文庫所蔵『宣旨目録』一冊 室町初期写「三三六—四六」
6. 神宮文庫所蔵『宣旨目録』一冊 延宝五年写「二五九」
これらは、上下二巻で構成されており、藏人から上卿へ伝宣した口宣、職事書下等を類聚したもので、すべて奉勅であり、奉者は平信輔である。⁽³²⁾このほか内閣文庫にも内容を同じくするもの二点が所蔵されており、『内閣文庫国書分類目録』には、
7. 内閣文庫所蔵『（信輔宣旨案）』一冊 坊城俊将写「一四七—五八」
8. 内閣文庫所蔵『（宣旨案）』一冊 享和二年写「一四七—八二」

とあるが、前記史料と同じものである。⁽³³⁾参考までに、本文最初に掲載されているものを示す。

宣旨目録 上

神社事

太神宮

献上

宣旨三枚

祭主神祇権大副定世朝臣言上、太神宮司言上豊受太神宮称宜等注進、当宮御遷宮日、為遠近参宮人等、奉破損天平賀事

（中略）

同朝臣言上、同司言上同称宜等注進、当宮古殿心御柱令破取事仰以上令勘例行御下

右宣旨等可令下知給上之状如件

弘安十年
十二月廿日 内藏頭信輔奉

謹上 藤中納言殿

これは藏人から上卿への職事書状の写しであり、これ以外にも口宣や職事書下が多数収められている。掲載されている文書の上限は弘安九年（二二八〇）二月十日の職事書状（官史生事）、下限は正応元年（一二八八）七月十日の職事書状（使補保事）であり、弘安九年から正応元年に限られている。これは信輔が藏人頭であった時期（弘安九年一月十三日任正応元年七月十一日参議昇進）に当たっており、信輔が藏人頭とし

て奏上した案件について、天皇の仰せを上卿に伝宣する段階で記載した「目録」をもとに、項目ごとに部類したものと考えられる。

以上から古記録等に現れる「目録」には、a 伝達文書として機能する目録、b 原簿として機能する目録、c 先例集として機能する目録の3つの形を見ることができた。このabcの関係はどのような考えればよいであろうか。この3つの形のうち儀式書・故実書に規定が見えるのはbのみである。特に『侍中群要』奏書目録の規定は「天曆藏人式」の可能性が高いし、前稿で考察した通り藏人が注す奏書目録の成立は延喜頃と推測できることから、「目録」は本来原簿として成立したと考えるのが妥当であろう。その目録の形式が決裁事項が多い場合の伝達文書として便宜上用いられていたと考えられる。その結果aのような伝達文書としての宣旨目録が古記録等に見るのである。恐らく伝達の際に藏人・弁が一人の上卿もしくは史に下す案件数の多少によって口頭での「仰せ」、口宣や職事書下、宣旨目録等が使い分けられていたのであろう。cの場合もbから派生したものであることは容易に推測できる。そして『西宮記』段階では殿上に奉公する輩の設備すべき書として、宣旨目録の名称がみえ、重要な先例集と認識されていたことが知られる。しかし宣宣旨、官符等の正式な控えとしては「長案」が存在するにもかかわらず、目録が先例集として重視された理由は考える必要がある。これについては次のように考えておきたい。案件の内容を知るには「長案」は最

適であるが、官符等の発給までの過程で作成される文書等の書式の参考にはならない。故実にうるさい貴族や実務官僚がもっとも関心を寄せるのは日常政務において上下する文書の書式や文例だったのであろう。それゆえ政務の参考とされ重視されたと考えられる。

2 文書発給過程での目録の位置づけ

文書発給過程上での位置づけを述べる前に、解決しておかなければならない問題がある。私は前稿において藏人の奏書目録が後の奏事目録へと変化したのではないかとの推測を述べ、様式が相似していること、さらに『春記』にみえる奏書目録が、奏上前に記載されている例をあげ、奏事目録と同じものと考えた。しかし、今回『春記』を検討した結果、奏書目録が内容において奏事目録より詳細であることが判明した。そこで奏事目録と奏書目録との関係を改めて考え直し前稿を補足したい。留意すべきことは、前稿でも述べたように奏上前に、関白の指示等や奏文を「目録」に記載している例がみられることである。このことから奏上の前にあらかじめ奏上する案件を「目録」に記載していた場合があったと考えざるを得ない。ただし奏事目録のように要約(事書)だったかどうかは確認できない。『春記』等の例からすれば上申文書を詳細に書き取っていた可能性が高い。そして奏下した後に仰詞や付属文書(定文等)を目録に書きとり、原簿として整理していたのかもしれない。その

あたりの具体的な奏上の形態については不明な点が多く、その変遷をも含めて今後の課題としなければならないが、両目録は記載内容量こそ相違するが同じ系譜をひくものと考えてよいであろう。

以上奏書目録と宣旨目録の関係を考慮しながら今まで述べてきたことを整理する意味で、藏人・弁官が奏した案件が天皇決裁を経て宣旨として下される過程についての私見を提示してみたい。

1. 藏人・弁官により文書が奏され、天皇の決裁が下される。

2. 藏人・弁官は殿上において、本解文、天皇の仰詞、決裁日、付属文書等を「目録」に書き留める。本解文は奏上前に書かれる場合もある。

この「目録」は史料により名称が相違し、本稿では『侍中群要』に従い奏書目録と称す。

3. 次にそれぞれの案件の行写上卿に天皇の仰せを伝達するのであるが、その際口頭と文書による伝達とがある。文書での伝達は、本解の有無や一人の上卿に下す案件の多少によって文書の形式が相違する。例えば本解がある場合は、一般的に本解に添えて宣旨目録や職事書状などが用いられる。本解が無い場合は「口宣」や職事書下（宣旨書下）⁽³⁴⁾などが用いられる。このうち宣旨目録は一人の上卿に下す案件が多い場合に用いられた伝達文書の一形式と考えられる。

4. 上卿は弁を召し、口頭もしくは文書にて宣旨を下す。文書の場合の書様は『新任弁官抄』などに見える。また、仰詞が長いときは職事が注した仰詞（藏人の伝達文書）を弁に手交する場合もあった。それゆえに

宣旨目録も上卿から弁に手交される場合もあったのである。

5. 弁から史への伝達に際しても、弁によって控えとして「目録」が作成される。『新任弁官抄』には、弁官が史へ宣旨を下す際は、職事の注した仰詞はそれ自体を史に下してはならず、新たに文書を作成して下すべきであるという原則が記載されている。しかし実際は職事仰詞自体を下す場合もあったと考えられる。仰せを奉じた史は官宣旨・官符（牒）の案文を作成し、上卿に進上し許可されれば、清書し、官符（牒）の場合は請印の儀を経て発給される。案文が上卿に進上される際に照合資料として宣旨書や宣旨目録が利用された。

おわりに―記録・帳簿の視点からみた平安時代の政務処理―

平安時代の政務処理の過程で作成される主な目録には表1に示したような様々なものが見られる。

これらの目録の共通する形式として日付から始まり、その下に「陣申文」・「南申文」・「奏文」などの詞が記載される。この日付の後の詞がそのまま目録の名称になっている（但し御目録、奏報は除く）ことに気付く。こうしたことからすれば、その形式がはっきりしない請印目録も、最初に日付が来てその下に「請印」といった詞がくる形式であったという推測も現実味が帯びてこよう。ただこれら目録類の成立および系譜は不明な点が多く、令文などにも見ることができない。

【表1】 政務処理過程で作成される平安時代の様々な目録

番号	目録名	形式（書き出し）	作成者	作成段階及び内容	備考
1	御目録	其日令藏人某下給其上文若干枚	天皇	天皇へ奏された案件及び仰せを、奏書目録を召して記録。のち藏人によって代筆したものが進上された。	
2	奏書目録	某年某月某日奏文	藏人・殿上弁	藏人及び殿上弁が奏下後、殿上において案件と仰せ詞等を記録。	
3	宣旨目録	某年某月某日宣旨	藏人・殿上弁	弁官及び藏人が上卿に宣旨を下す際に、案件の要約と仰せを目録形式に作成し、それ自体を伝達する。	
4	「目録」	不明	弁官	宣旨を弁官から史に下す際に記載。	
5	陣申文目録	某年某月某日陣申文	史	陣申文の結果を目録形式で記載。	注35
6	南所申文目録	某年某月某日南申文	史	南所申文の結果を目録形式で記載。	注36
7	結政申文目録	某年某月某日結政申文	史	結政申文の結果を目録形式で記載。	注37
8	請印目録	某年某月某日請印目録	外記	外記政において請印された文書を記録。	注38
9	奏報	某年某月某日奏報	史	官奏によって奏上された案件及び仰せを史が記録。	注39

本稿で取り上げた原簿としての目録についていえば、かつては天皇でさえも御目録を記し、藏人・殿上弁の手許では奏書目録が作成され、弁官から史への伝達にも目録がそれぞれ作成されており、伝達の節目に当たる所に配され、原簿としての役割をはたしている。これら目録類は記録・帳簿の一種と考えることも可能であろう。そして記録・帳簿という視点から平安時代の政務処理を見直してみると、古記録等の史料で「仰せ」と表記されるものの中には、口頭での伝達も数多く存在したはずである。そうした口頭伝達の背後には根拠となる記録・帳簿が存在し、合

理的かつ厳密に文字による政務処理が行われていたと言えるのではなからうか。平安時代においては前記の目録類以外にも史料に現れてこない様々な記録帳簿が作成されていたと推測され、文書と記録帳簿とを視野に入れて政務処理過程や古文書字の研究を進めていく必要がある。目録類は先行研究ではあまり取り上げられてこなかっただけに、本稿は個々の史料の解釈など基礎的な作業に終始してしまった感がある。大方のご批判・ご教示を賜れば幸いである。

【注】

- (1) 吉川真司「奈良時代の宣」『史林』七二―四、一九八八年。
- (2) 早川庄八「宣旨試論」岩波書店、一九九〇年。
- (3) 富田正弘「中世史料論」『岩波講座日本通史』別巻三、岩波書店、一九九五年。
- (4) 佐々木恵介「『小右記』にみえる「勘宣旨」について―政務手続としての宣旨―」(山中裕編『撰関時代と古記録』吉川弘文館、一九九一年)。
- (5) 拙稿「御目錄・奏書目録について―平安時代における天皇決裁の記録―」『国史学』一五八、一九九五年)以下前稿とある場合はこれを指す。
- (6) 「宣旨」の定義については、諸説あるところであるが、土田直鎮氏は「口頭或いは文書により朝命を伝達するもの」と定義しており、記録などにみられる宣旨の語を解釈する場合はこれが妥当であり、本稿においてもこの定義に従い使用していく(同氏「内侍宣について」『日本学士院紀要』一七―三、一九五九年。のち『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年)。
- (7) この他『猪隈関白記』には正治二年六月廿六日条に宣旨目録書様を載せている。なお、本稿で用いる古記録について、『猪隈関白記』『小右記』『後二条師通記』は、大日本古記録本を、『中右記』『春記』は、史料大成本を、『権記』は、史料纂集本をそれぞれ用いた。但し、校訂の必要があるものについてはその都度触れることとする。また、文字はできる限り新字を使用した。
- (8) 陽明文庫所蔵『猪隈関白記』自筆原本の写真をみると、この貼り継いだ部分は、紙屋紙(宿紙)ではないこと、日記部分と同筆であることから宣旨目録原本ではないことが明らかである。
- (9) この他『小右記』には寛仁三年四月一日条、万寿二年十二月十六日条などに見ることができると。
- (10) この他『中右記』には承徳元年閏一月三十日条、同二年十一月十五日条などに見ることができると。
- (11) 『群書類従』巻第百三(第七輯)。
- (12) 群書類従本では、「不可□職事之仰詞敷」とあるが、□の部分は写本によ

つては「下」の文字が傍書されている場合があり、解釈も可能でありそれに従った。「下」を傍書する写本の主なものには、書陵部所蔵鷹司本(三五〇―五九二)、葉室本(葉一―三二五)がある。また、「下」を本文としている写本には、同所蔵柳原本(柳一五〇九)、庭田本(二六四―七二五)がある。因みに最古の写本である宮内庁三の丸尚蔵館本は前欠のため、この部分は確認できない。

(13) 上卿が官符・宣旨等の案をチェックする事については、『小右記』等にしばしば見られる。一例を挙げれば、長元三年九月十二日条で、頭弁が持ってきた官符・宣旨等案を上卿実資が覧じ、関白のもとに送り「清書すべし」との許可をもらっている。このあと清書された官符は外記政における請印を経て発給されるのであろう。このほか、上卿実資が清書すべしとの指示を与えている例では、長元三年九月二十三日条などがある。

(14) 「宣旨書」について、富田氏は、「公式様文書 宣旨・口宣・口宣案」『概説古文書学』古代・中世編、吉川弘文館、一九八三年)において次のように述べておられる。

ア・上卿宣をうけた行事弁は、これを行事史に口頭にて伝宣するが、その際行事史は、心覚えのためその要旨を紙上に書き留める。この覚書きを、宣旨書と呼ぶ。

イ・行事史は、宣旨書を土代(草案)として官牒の文案を作成・清書する。

ウ・弁官局で作成した官牒は、これに宣旨書を添えて少納言局に送られ、少納言局では上卿の命により外記が官牒の文案を宣旨書と対照検閲し、稽失がなければ少納言の命により外記が太政官印を捺す。

このうち、ウの請印の際に対照資料として機能することについては、『水左記』治暦二年二月十六日条によって確認できる。

また、早川氏は、富田氏のいう官符・官牒の土代(草案)となる「宣旨書」のことを、著書『宣旨試論』のなかで「下弁官宣旨」と称しており、早川氏のいう下外記宣旨・下弁官宣旨・下諸司宣旨は、史料に「宣旨書」と見えるものであるという認識を述べ、「上宣を奉った者が、その旨を書き記したもの一般

を宣旨書と称したとみてよい」と定義づけておられる。

- (15) 大日本古記録本では「左大史義賢進宣旨、目六召前、仰八省」と読んで
いるが、例えば『小右記』長元三年九月二十六日条では「左大史義賢進宣符等、
召前、仰明日可入奏之文等事」と読め、大日本古記録本の通り読むのが妥当で
ある。そうすると「前に召す」とは省略表現で、文意から「実資が左大史
義賢を前に召し」と解釈できる。したがって当条も「目六」の後に読点を打
つべきであろう。その他『同』治安三年十一月二十九日条や万寿二年九月十三
日条等が参考になる。

- (16) なお、陣定を経て奏上された案件について、宣旨目録が作成されている例
が見られるが、これも案件が多いために目録による宣旨伝達がなされたと考え
られる。もちろん陣定を経ることのない案件も宣旨伝達に目録が利用されてい
る。

- (17) 目崎徳衛校訂『侍中群要』吉川弘文館、一九八五年。

- (18) 標目「家」（朱書）について、渡辺直彦氏は「平家説」としている（『日本
古代官位制度の基礎的研究 増訂版』「第五章藏人式と藏人方行事」、吉川弘文
館、一九七二年）。目崎氏も前掲注（16）著作「解説」において渡辺説を支持
し、さらに『侍中群要』の編纂も平家に属する人々によって行われたのではな
いかと推定している。

- (19) 以下『西宮記』は故実叢書本を用いる。なお、『西宮記』卷十侍中事につ
いて、前掲注（17）著作において渡辺氏は天曆藏人式から一括抜き書きしたの
ではないかとの見解を示している。当条が天曆藏人式逸文と認められれば、こ
の「目録」の成立を考える上で重要な指標となる。

- (20) 「天曆藏人式」逸文と考えられる。詳しくは前掲注（5）拙稿参照。

- (21) 「目録」の記事は、『春記』に二十数例見出すことができる。

- (22) 『春記』長久二年（一〇四一）二月六日条。

- (23) このほか、前記史八の「追取目録可被送者」とあるものも、「写し取る」
の意に解する事ができる例であろう。

- (24) 群書類従本では「代々宣旨目録見人之明鏡也」とあるが、建久四年（一一

九三）八月廿五日の奥付をもつ宮内庁三の丸尚蔵館所蔵『新任弁官抄』では、

「人」の文字はない。そういう目で他の写本を見ると、群書類従本の「見
人」が「自人」や「目人」となっており、おそらく「見」の文字が、「目」と
「人」という二文字として誤写された結果生じたものと推測される。したがっ
て現存する最古の写本である三の丸尚蔵館本にしたがって訂正した。

- (25) 『群書類従』巻第四百九十五。

- (26) 矢野太郎氏が史料大成本『左経記』「解題」の中で、「通憲入道藏書目録」
中に見える「源大丞記」を『左経記』に比定されている。

- (27) 清水潔編著『類聚符宣抄の研究』第二章類聚符宣抄の成立（国書刊行
会、一九八二年）。清水氏はこの「源大丞宣旨目録」は「類聚符宣抄」の先蹤
をなすもの」として『類聚符宣抄』の編者が源経頼であるとする自説を補強し
ている。

- (28) 大丞とは大弁の唐名で、長和五年時に源氏姓で弁官だった人物には、源道
方と源経頼の二人だけである。道方は『公卿補任』によれば、長和元年十二月
十六日に参議左大弁に昇進している。長和五年段階には左大弁を兼ねていると
はいえ、正三位参議であり、弁官局の実務を執り行っていたとは思えない。

- (29) 『図書寮叢刊 壬生家文書一』三九号文書。

- (30) 河音能平「日本中世前期の官司・権門における文書群の保管と廃棄の原則
について」（『古文書研究』第三十二号、一九九〇年。のち『世界史のなかの日
本中世文書』所収、文理閣、一九九六年）。

- (31) 『国書総目録』岩波書店、一九六三年。

- (32) 紙数の関係上それぞれの写本の詳細は述べられないが、まず2の二巻のう
ち一巻は「宗豊卿符案」（葉室宗豊）の外題があり別のものである。4は外題
に「宣旨目録 全」とあるが、上巻のみで下巻分は欠けている。5は高橋貞一
「陽明文庫国書善本目録（二）」（『書誌学』復刊六号、一九六六年）で紹介され、
上巻の目録が示されている。実見する機会がなく確認はできなかったが、室町
初期の写本とされており、現存する写本中では最古のものとなる。なお陽明文
庫にはこれとは別に新写本（三二六四七）が所蔵されている。6は清水潔「伝

「宣草の成立」(『皇學館大學紀要』十五輯、一九七七年)の注に奥書が示されており、『国書総目録』では他の写本と別のもののように書かれているが、同じ写本であることを明らかにしている。この他『国書総目録』未収のものとして、京都大学文学部博物館所蔵「勸修寺家文書」中にも『信輔宣旨目録』一冊(江戸写)、『宣旨目録』一冊(江戸写)が所蔵されていることが報告されている(平成二年度科学研究費補助金(一般研究B)研究成果報告書『中・近世公家文書の研究』研究代表者朝尾直弘、一九九四年三月)。なお、同報告書において、「符案」について言及されているが、先例集としての「宣旨目録」と性格が似ており、その関係が注目される。両者の作成される段階や系譜関係などを含めて今後検討する必要がある。

(33) 7の外題は「信輔宣旨案」となっている。8は外題に「宣旨目録 上下」とあり、享和二年甘露寺国長の書写本である。この他にも「宣旨案」などの名称で、これらと同じものが各機関に所蔵されている可能性があらう。

(34) 富田正弘氏は本解の有無によって蔵人の伝達文書が使い分けられていたことを述べており、本解がない場合は口宣を用い、本解がある場合は職事書下を用いるとしている(「口宣・口宣案の成立と変遷」『古文書研究』十四号、一九七九年)。これに対し五味文彦氏は蔵人伝達文書を口宣、職事書下、職事書状の三類型に分けている(「宣旨類」『日本歴史』四一七、一九八三年)。のち『院政期社会の研究』所収、山川出版社、一九八四年)。ここでは職事書下と職事書状を明確に分けた五味氏の見解に従うが、筆者はさらにもう一つの形式として宣旨目録を考えている。

(35) 陣申文目録の実例としては、名称のみではあるが、『西宮記』巻七陣申文裏書に長徳元年二月三十日陣申文目録がある。書式がわかるものとしては、『山槐記』仁安二年三月一日条、『猪隈関白記』建仁二年閏十月二十一日条、『同』建久八年二月八日等がある。なお曾我良成氏は「王朝国家期における太政官政務処理手続について―庁申文・南所申文・陣申文―」(『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館、一九八七年)のなかで南所申文目録と陣申文目録を史料として引いている。

(36) 南所申文目録の実例としては、『類聚符宣抄』巻七、正暦二年(九九一)十月八日南所申文目録の他、『山槐記』仁安二年三月二日条、『同』安元元年十二月二十五日条が挙げられる。

(37) 実例としては書陵部所蔵『雑々記』所収承久三年四月二十三日結政申文目録が挙げられる。これは、吉川真司氏「申文刺文考」(『日本史研究』三八二、一九九四年)において紹介されている。この『雑々記』は、壬生家作成の『下請府集』七冊(F一〇一六九六)のうちの一冊として整理されている。本書にはこのほか、久安三年三月二十二日陣申文目録を始め、平安末・鎌倉初期の陣申文目録六通、承久三年四月二十三日南所申文目録等を収載している。

(38) 請印目録の語が見えるものとして『左経記』長元五年二月三日条、『平行親記』長暦元年六月二十三日条、『同』長暦元年九月二十七日条がある。書式を示すものとしては『朝野群載』巻二十七に「元永式年十二月式拾玖日請印目録」なるものが見えるが、これは受領の公文勘済に関するものと思われ性格をやや異にするものの、書式については参考になると考えられる。なお、請印目録については吉川氏「外印請印考」(平成七年度科学研究費補助金(一般研究B)研究成果報告書『日本古代官印の研究』研究代表者鎌田元一、一九九六年三月)に形態・機能について述べられている。

(39) 奏報の実例については、前掲注(5)拙稿の注(19)を参照。